

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成17年 1月 第1回訂正分)

株式会社 **ホロコ**

「第一部 証券情報」及び「第四部 株式公開情報」の記載事項のうち、記載内容の一部を訂正するため、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年1月17日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成17年1月7日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

欄内の訂正

「ブックビルディング方式」の「申込期間」の欄：「自 平成17年1月25日(火) 至 平成17年1月31日(月)」を「自 平成17年2月2日(水) 至 平成17年2月4日(金)」に訂正。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

欄内の訂正

「ブックビルディング方式」の「申込期間」の欄：「自 平成17年1月25日(火) 至 平成17年1月31日(月)」を「自 平成17年2月2日(水) 至 平成17年2月4日(金)」に訂正。

第四部 【株式公開情報】

第3 【株主の状況】

欄内の訂正

「パーテック インターナショナル ベンチャーズ シーヴィ (注)2」の「住所」の欄：「東京都港区虎ノ門五丁目2番5号神谷町タワー405」を「東京都千代田区丸の内1丁目3番2号 常任代理人株式会社三井住友銀行」に訂正。

「パーベンチャー・ジャパン・エルエルシー (注)2」の「住所」の欄：「東京都港区虎ノ門五丁目2番5号神谷町タワー405」を「東京都千代田区丸の内1丁目3番2号 常任代理人 株式会社三井住友銀行」に訂正。